

柏市人権擁護指針

平成30年5月

柏市

はじめに

人権は、「すべての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人が生まれながらにして持つ、人間らしく生きる権利」であり、一人ひとりの日常生活を根本から支えるための大切なものです。

日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに、「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。

一方、人権を取り巻く状況は、近年の社会情勢の急激な変化、国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、複雑化・多様化してきています。

今年、世界人権宣言が採択されて、70年目という節目の年です。

また、平成31（2019）年には、ラグビーワールドカップ2019が日本で開催されます。さらに、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控えており、これらの大会を契機として、民族・国籍の違いや障害の有無など、一人ひとりが持つさまざまな違いを超えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築くとともに、これを次世代に承継していかなければなりません。

柏市は、「すべての人が、お互いを尊重し、その人らしく、いきいきと暮らせるまち柏」を目指し、「柏市人権擁護指針」を策定しました。

今後も、社会情勢の変化に適切に対応しながら、より一層、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

平成30年5月

柏市長 秋山 浩保

目次

I	人権をめぐる国内外の動向	
1	国際社会の動向	1
2	国内の動向	2
3	千葉県の動向	3
II	基本的な考え方	
1	基本理念	4
2	指針の位置づけ	4
III	分野別施策の推進	
1	女性の人権	5
2	子どもの人権	6
3	高齢者の人権	7
4	障害のある人の人権	9
5	同和問題	11
6	外国人の人権	12
7	感染症患者（HIV感染者など）の人権	13
8	犯罪被害者とその家族の人権	13
9	インターネットを通じた人権侵害	14
10	災害時の配慮	15
11	さまざまな人権問題	
(1)	性的指向・性同一性障害のある人の人権	16
(2)	刑を終えて出所した人の人権	16
(3)	ホームレス・生活困窮者の人権	17
(4)	ハラスメント	17
IV	参考資料	18

I 人権をめぐる国内外の動向

1 国際社会の動向

世界の平和と安全の維持や、人権及び基本的自由の尊重などを目的として、昭和20（1945）年10月に51カ国加盟国により、国際連合（以下、「国連」という。）が設立されました。

国連は、昭和23（1948）年に、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」を採択しました。

その後、「人種差別撤廃条約※1」、「国際人権規約※2」、「女子差別撤廃条約※3」、「子どもの権利条約※4」等の数多くの人権に関する条約の採択をはじめ、特定の事項に焦点をあてた国際年の設定など、国際的な取り組みが進められてきました。

また、国連には人権の擁護・促進のためのさまざまな機関が設置されており、国際社会において大きな役割を担っています。

平成5（1993）年には、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権が普遍的価値であり、国際社会の正当な関心事項であることが確認され、これを受けて、平成6（1994）年、国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

このように、国連をはじめとする国際社会では、人権に関するさまざまな取り組みが進められており、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

※1 人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

※2 国際人権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）
市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

※3 女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

※4 子どもの権利条約：児童の権利に関する条約

2 国内の動向

国では、「国民主権」、「平和主義」とともに、「基本的人権の尊重」を基本理念とする日本国憲法のもとで、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

また、世界平和の実現のために、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめ、人権に関する諸条約を批准、加入し、人権尊重社会の形成に向けた取り組みが推進されてきました。

平成6（1994）年に、国連において「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、人権問題に関する施策の総合的、効果的推進を図ることを目的に、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年には、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定され、この計画に基づく取り組みが推進されてきました。

平成8（1996）年には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育及び啓発等に関する施策を推進することが国の責務と定められるとともに、人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施することが、国及び地方公共団体の責務として明示され、平成14（2002）年、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

平成28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、さまざまな取り組みが推進されています。

3 千葉県の動向

千葉県では、平成16（2004）年に、「千葉県人権施策基本指針」を策定し、幼児期からの人権意識の醸成等による県民の心のバリアフリーの実現に向けて、人権施策が推進されてきました。

平成27（2015）年には、依然として人権問題が存在することや各法令等との整合性を図る必要もあったことなどから、人権をめぐるさまざまな状況の変化を踏まえ、「千葉県人権施策基本指針」が改定されました。

この改定された基本指針では、「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念として、「一人ひとりがかげがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会」、「一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会」、「一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会」を目指すとともに、この基本理念を実現するために、各種人権施策が推進されています。

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本理念

一人ひとりが自分の人権と同様に他の人の人権について正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚し、お互いに個性の違いを認め合い、多種多様な文化や価値観を尊重し合うことにより、差別や偏見などのない、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

2 指針の位置づけ

「柏市人権擁護指針」は、本市が進める人権施策の基本的な考え方を示すものであり、さまざまな人権問題に対応するために、市民をはじめ、団体、企業などに対して、本市の人権施策の方向性を示し、人権が尊重される社会づくりを促進するためのものです。

女性や子ども、高齢者などの個別分野ごとにある各種計画に基づく施策は、この指針の趣旨を尊重し推進するものとします。

Ⅲ 分野別施策の推進

1 女性の人権

【現状・課題】

平成11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の一部改正がなされ、男女共同参画を推進するための法整備の充実が図られるなど、女性の人権を守るさまざまな取り組みが進められてきています。

しかしながら、人々の意識や行動，社会制度や慣行の中には、いまだに性別による固定的役割分担意識が根強く残っており，そのことが男性，女性それぞれの生活や経済活動などに大きく影響を与えていると考えています。

また，夫やパートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス（DV）），セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為などの女性に対する暴力は，女性の人権を著しく侵害する行為であり，男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない課題です。

【今後の取り組み】

男女がお互いの人格を認め合い，尊重し合う社会の実現のために，性別による固定的役割分担意識を見直し，女性の社会参画や多様な生き方のできる環境づくり，女性に対する暴力の根絶等を目指し，男女共同参画に関わる教育や啓発を推進します。

(1) 啓発の推進

男女共同参画社会を実現するため，相談窓口の周知を図るとともに，啓発に努めます。

(2) 教育・学習の充実

講演会やシンポジウム，講座等を開催するなど，男女共同参画に関する理解を深めるよう努めます。

(3) 相談体制の充実

女性に対するあらゆる暴力を排除するため，関係機関と連携し，暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実

を図ります。

(4) 男女共同参画の促進

男女共同参画の推進を図るため、あらゆる分野において、関係団体等との連携，協働により、男女共同参画の取り組みを促進します。

(5) DV被害者への支援

被害を受けた女性の緊急一時保護や自立へ向けて、関係機関との連携のもとに支援を推進します。

また、女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図ります。

(6) セクシュアル・ハラスメント等の防止

安心して働くことができる職場づくりに向けて、啓発や防止に向けた取り組みを促進します。

2 子どもの人権

【現状・課題】

近年、核家族化の増加や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加，さまざまな要因による少子化等により，子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また，個人の価値観やライフスタイルの多様化により地域社会への連帯意識が希薄化するなど，地域における相互扶助機能の低下が指摘されています。

こうした中，子育て家庭の孤立化や，父母などからの虐待，学校でのいじめ，不登校児童・生徒の増加，さらには，インターネットや携帯サイトによる誹謗中傷，子どもを巻き込む犯罪など，子どもたちの人権に関するさまざまな問題が顕在化してきています。

これらの問題を解決するために，国や県をはじめ，市民（家庭），地域，企業や関係機関・団体などの役割分担と相互の連携を図り，すべての人が，子どもたちや子育て家庭をみんなで支え，子どもの人権の尊重に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【今後の取り組み】

子ども一人ひとりが人間として最大限に尊重され，自己実現を図ることができる社会を目指します。

(1) 啓発の推進

子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重される社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため、啓発を推進します。

(2) 教育・学習の充実

人権教育の大切さを啓発するとともに、道徳教育の推進等により、道徳性の向上を図ります。

(3) 相談体制の充実

子どもや保護者が気軽に相談できるよう、専門相談員による相談など、相談窓口の充実を図ります。

(4) いじめ防止の推進

平成25（2013）年に、「いじめ防止対策推進法」が施行されましたが、スマートフォンなどの普及により、情報発信の容易さや匿名性から、いじめが周囲から一層見えにくくなっているため、いじめの早期発見、いじめへの適切かつ迅速な対応に努めます。

(5) 虐待防止の推進

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

また、関係機関と連携し、要支援対象児童等の適切な保護、支援に必要な情報交換を行い、児童虐待の防止に努めます。

(6) 犯罪被害防止の推進

犯罪等の危険に対する子どもたちの意識向上を図るとともに、自分の身を守るために必要な知識や判断力を身に付けさせるための安全教育の充実を図ります。

(7) 貧困対策の推進

子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、関係機関と情報共有、連携し、学習支援や貧困対策を図ります。

3 高齢者の人権

【現状・課題】

平成17（2005）年に、高齢者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を促進するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定されました。

本市における高齢化率は、全国平均より低い状況ですが、平成29（2017）年における高齢化率は25%と人口の4人に1人が高齢者となり、要介護認定者も年々増加していくことが予測されています。

平成27（2015）年には、一層の高齢化を見据え、超高齢社会に対応した「地域包括ケアシステムの構築」を図るため介護保険法の改正が行われ、介護予防事業の改編、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化等の施策が進められています。

本市では、柏市高齢者いきいきプラン21を策定しており、基本理念として掲げた「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち 柏」の実現に向けた具体的な施策を推進する必要があります。

【今後の取り組み】

高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員としてさまざまな社会活動に参加できるよう、就労やボランティア活動、交流など、多様な社会参加の場の創出等を推進します。

(1) 啓発の推進

一人暮らしの高齢者、認知症高齢者等が、地域で孤立化することなく、安心して暮らせるよう、市政情報や相談窓口等について情報提供を行うなど、啓発に努めます。

(2) 教育・学習の充実

高齢者虐待防止パンフレットの作成、高齢者権利擁護シンポジウムの開催、施設の介護事業者向けの研修の実施など、教育・学習機会の充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

関係機関と連携し、高齢者虐待やその他の権利侵害早期発見に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 介護サービスの充実

介護サービス事業者に対し、適切な指導・監督に努めるとともに、市民から寄せられる通報等について、事実確認を行い、利用者への適切なサービスの確保に努めます。

(5) 虐待防止の推進

医療介護関係者，地域福祉関係者や関係機関と連携し，高齢者虐待の防止や早期発見，早期対応に努めます。

また，必要に応じて高齢者虐待防止法に基づく一時保護など，適切かつ迅速な対応に努めます。

(6) 犯罪被害防止の推進

相談業務から得られる情報を地域に効果的に配信するほか，民生委員，地域包括支援センター，ふるさと協議会など，地域で見守り活動をしている方々や関係機関と連携し，高齢者の犯罪被害の未然防止に努めます。

(7) 認知症の人への支援

認知症の人など，判断力が低下した高齢者が安心して地域生活を送れるよう，関係機関と連携し，成年後見制度の普及等を促進します。

(8) 生活支援の促進

ふるさと協議会等の地縁組織とNPO，ボランティア団体との連携による支え合い活動の仕組みづくりを促進します。

また，生活支援サービスの充実に向けて，ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化など，生活支援サービスの提供体制づくりを促進します。

(9) 互いに支え合う地域づくりの促進

高齢者が尊厳を持ち，自立して暮らし続けることができるよう，お互いに支え合い，見守り合う体制づくりを促進します。

4 障害のある人の人権

【現状・課題】

平成24（2012）年に，障害のある人に対する虐待などを防止するため，「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

また，平成25（2013）年には，障害による差別解消を目的として，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され，平成28（2016）年に施行されました。

本市では，障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と掲げ，ノーマライゼーションかしわプランを策定しており，障害のある人もない人も，住み慣れた地域の中で，安心して，その人らしく自立して生活を営むことができるよう，取り組

む必要があります。

【今後の取り組み】

障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「共生社会の実現」を目指します。

(1) 啓発の推進

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、障害に対する周囲の理解や意識づくりを推進します。

また、障害に対する正しい知識の普及を図り、差別や偏見を防止するため、障害理解の普及・啓発イベントの開催や広報紙等による啓発に努めます。

(2) 教育・学習の充実

障害に対する正しい理解と認識を持つことが必要であることから、市職員及び教職員向けに障害者への差別解消に関する研修を実施します。

(3) 相談体制の充実

生活上のさまざまな相談や福祉サービスの利用に関する相談など、身近な場所で気軽に相談でき、問題解決が図れるよう、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 虐待防止の推進

障害者虐待に関する相談・通報の受付を行うとともに、寄せられた通報について、関係機関と連携し、適切かつ継続的な支援に努めます。

(5) 成年後見制度の活用促進

障害者の自立した地域生活を支援するため、関係機関と連携し、成年後見制度の普及・活用の促進を図ります。

(6) 障害のある子どもへの支援の充実

母子保健事業等での発達相談等の体制を充実させ、児童や家族の支援に努めます。

また、各事業所・各機関と連携し、発達・年齢・学齢に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

(7) 就労支援の推進

就労相談や自立に向けた生活面の相談支援等について、就労支援機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

(8) バリアフリーの推進

障害者をはじめ、誰もが安全で、使いやすいまちづくりを目指して、道路、建築物、公園、交通施設など、都市基盤施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

5 同和問題

【現状・課題】

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別は、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

現在、長期に渡る同和对策事業等により、存在したさまざまな格差は大幅に改善されましたが、依然として、結婚における差別やインターネット上での差別書き込みなどの問題が生じています。

一方で、同和問題を口実に、不当な要求を行うえせ同和行為も依然として発生しており、「同和」は怖いという誤った認識により、同和問題の解決を困難にしています。

【今後の取り組み】

同和問題に対する正しい知識と理解を深めるための教育や啓発に努めます。

また、えせ同和行為については、関係機関と連携し、排除に努めます。

(1) 啓発の推進

同和問題について、正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくすため、啓発に努めます。

(2) 教育・学習の充実

いじめや差別のない学校づくりを推進するため、教職員の人権尊重教育に関する指導力向上及び児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

(3) 相談体制の充実

同和問題に関する相談について、法務局や人権擁護委員等の関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応に努めます。

(4) 学習支援の促進

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校だけでは解

決が困難なさまざまな教育課題に対応していくため、家庭と地域と学校が一体となった教育を促進します。

(5) えせ同和行為の排除

えせ同和行為に対しては、関係機関と連携し、不当要求や違法行為については、断固として拒否し、毅然とした態度で臨みます。

6 外国人の人権

【現状・課題】

言語，習慣等の違いから，外国人が地域社会から孤立してしまう，あるいは，一部の外国人に対するヘイトスピーチが行われるといった社会問題が生じています。

外国人の持つ文化等を認め，尊重することで，国際化時代にあった人権意識等を育てる必要があります。

また，外国人を特別扱いせず，地域社会の一員として暮らせる多文化が共生できる社会の実現を目指して，多言語での情報提供，相談体制等を充実させることや外国人が社会参加できる環境づくりが必要です。

【今後の取り組み】

外国人の持つ文化等への理解を深め，尊重することで，偏見や差別のない多文化が共生できる社会の実現を目指します。

(1) 啓発の推進

国際化時代にあった国際感覚・人権意識を育てることを目指して，啓発に努めます。

(2) 教育・学習の充実

お互いの文化を通して交流を深めていくためのイベント開催など，外国人との交流を通じ，多文化交流や国際理解を深め，多文化共生のまちづくりを推進します。

(3) 相談体制の充実

外国人が安心して暮らすことができるよう，関係団体等と連携し，外国人のための相談窓口の充実を図ります。

(4) 自立支援の推進

外国人が日常生活を円滑に過ごすことができるよう，多言語による情報提供を図ります。

(5) 社会参加の促進

国際化や国際理解の向上，外国人市民が地域社会の一員として活躍できるよう，関係機関と連携し，講座，イベントを開催するなど，外国人の社会参加・交流を促進します。

7 感染症患者（HIV感染者など）の人権

【現状・課題】

HIVを含む性感染症やハンセン病等の感染症に対する知識や理解は，未だ十分とはいえない状況にあります。

これらの感染症患者や感染症元患者などに対する誤った知識や偏見により，差別を受けるなどの問題が生じています。

【今後の取り組み】

感染症に対する知識や予防対策等に関する普及啓発を行うことにより，患者及びその家族が地域で安心して確実に治療を完遂できる体制をつくり，感染症の発生予防及びまん延の防止に努めます。

(1) 啓発の推進

感染症に対する正しい知識と理解を深めることにより，患者等への偏見や差別をなくすよう，教育や啓発に努めます。

(2) 教育・学習の推進

感染症について，発達段階に応じた正しい知識を身につけることにより，感染者や患者に対する偏見や差別意識の解消を図ります。

(3) 相談体制の充実

感染症全般に関する相談やHIV等の性感染症の早期発見のため，検査普及に努めます。

8 犯罪被害者とその家族の人権

【現状・課題】

平成16（2004）年に，犯罪被害者等の権利や利益などの保護等を図るため，「犯罪被害者等基本法」が制定され，平成17（2005）年には，同法に基づき，犯罪被害者等のための施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、現在、「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

千葉県では、犯罪被害者等基本法の施行に先立ち、平成16（2004）年に、被害者支援条項を盛り込んだ「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行するとともに、「被害者等に対する支援に関する指針」が策定されました。

しかしながら、犯罪被害者や家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、行き過ぎた取材等によるプライバシー侵害などの二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等の視点に立った相談体制等の充実が必要です。

【今後の取り組み】

犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、その平穏な生活が確保される社会を目指します。

(1) 啓発の推進

犯罪被害等に対する理解が深められるよう、啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

関係機関と連携し、犯罪被害者等に対し、必要な情報提供及び助言を行うなど、相談に適切に対応できる体制の充実を図ります。

9 インターネットを通じた人権侵害

【現状・課題】

インターネットの匿名性や手軽さから、差別を助長する表現の書き込みやプライバシー侵害等のさまざまな問題が生じています。

インターネットやスマートフォンの普及により、情報発信が容易になった一方で、発信した情報を完全に削除することは困難であることから、更なる被害拡大に繋がる恐れがあります。

また、誰もが加害者にも被害者にもならないよう、インターネットを適切に利用するための知識習得や安全安心にインターネットを利用できる環境整備が必要です。

【今後の取り組み】

インターネットを利用する際のルールやマナーだけでなく、インターネットの危険性等について、教育や啓発に努めます。

(1) 啓発の推進

インターネットの利用者がルールやマナー等に関する正しい理解を深められるよう、啓発に努めます。

(2) 教育・学習の充実

インターネットやスマートフォンが、急激に普及する情報社会において、子どもたちのネットトラブル防止に努めます。

(3) インターネット上の書き込みへの対応

児童生徒が行ったインターネット上への投稿を定期的に検索し、いじめと認識される内容を発見した場合は、学校と連携し早期解決に努めます。

10 災害時の配慮

【現状・課題】

平成23（2011）年に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほか、高齢者、子ども等の災害時要配慮者や女性への配慮が不十分であったことなどが問題となりました。

長期化する避難生活のストレスにより避難先での暴力や虐待などの人権問題が発生しています。

また、福島第一原子力発電所の事故に起因した偏見等により避難者への人権問題が生じています。

【今後の取り組み】

災害時に要配慮者等の人権が尊重されるよう要配慮者等の視点に立った対策を推進します。

(1) 啓発の推進

市町村や各関係機関の役割等を明確にするとともに、自助・共助の取り組みを促進し、防災意識の向上を図ります。

また、ホームページ等を通じて、正確な情報を提供し、差別等の防止に努めます。

(2) 学校生活の配慮

教職員に対して、児童生徒が学校生活へ適応し、いじめ等の問題が生じないように、必要な指導に努めます。

(3) 防災計画等への反映

避難所で生活をする場合には、プライバシーの確保、女性や子ども等に対するさまざまな配慮が求められることから、防災全体に女性の視点を入れることにより、男女共同参画の視点に配慮した災害対策を推進します。

1 1 さまざまな人権問題

(1) 性的指向・性同一性障害のある人の人権

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。

平成16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす人について、性別や戸籍の変更等ができるようになりました。

また、平成20（2008）年には、同法の改正により、性別が変更できる場合の要件が緩和されました。

少数派であるという理由で偏見や差別を受けることなく、個人の生き方が尊重される社会を実現するための啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

さらに、市の広報・出版物等において、ジェンダーにとらわれた表現や性に起因する人権侵害となる表現を使用しないよう注意します。

(2) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人への偏見や差別は根強く、就職時等の差別は社会復帰の障害となっており、本人だけでなく、家族も職場や学校で差別的な扱いを受けることがあります。

このため、刑を終えて出所した人が、円滑に社会復帰できるよう、関係機関と連携し、偏見や差別意識の解消に努めます。

(3) ホームレス・生活困窮者の人権

社会情勢等の変化や人間関係のトラブル等のさまざまな要因により、自立の意思がありながらも、やむを得ずホームレスとなるなど、健康的で文化的な生活を送ることができない人が多くいます。

ホームレス生活を送る中では、嫌がらせ等の人権侵害も発生することから、偏見や差別意識を解消し、社会復帰できる仕組みが必要です。

また、多重債務や不安定就労等により、生活が困窮している人に対して、自立相談支援等の推進に努めます。

(4) ハラスメント

職場でのハラスメントは、被害者に大きな傷を負わせるだけでなく、労働者の能力発揮の妨げにもなります。

また、一度発生すると、以前のような職場環境の構築が困難となることから、研修等を通じてハラスメントの防止に努め、健全な職場環境の実現を目指します。

IV 参考資料

○世界人権宣言（仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、

国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

○日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

- 第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。
- 第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第二十三条 学問の自由は、これを保障する。
- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

柏市人権擁護指針
平成30年5月

編集・発行
柏市地域づくり推進部広報広聴課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
電話 04-7167-1119 FAX 04-7166-8289